

日医発第 987 号 (年税 37)
平成 25 年 12 月 26 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉 義武

平成 25 年度第 4 四半期におけるセーフティネット保証 5 号の業種指定の取扱
及び中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策について

経済産業省は、今般、平成 25 年度第 4 四半期の「セーフティネット保証 5 号」の対象業種について、以下の通りとすることを公表しました。

(1) 平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 25 年度補正予算成立から一定期間経過するまで

平成 25 年度第 3 四半期に引き続き、平成 26 年 1 月 1 日から平成 25 年度補正予算成立から一定期間経過するまで、医療業(医科)については「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」の全ての区分を対象とする措置を講ずることとなりました。なお、医療法人は、対象から除外されておられません。「別紙 3」参照

(2) 平成 25 年度補正予算成立から一定期間経過後 ～ 平成 26 年 3 月 31 日

「平成 25 年度補正予算成立から一定期間経過後 ～ 平成 26 年 3 月 31 日」の期間は、ソフトランディング措置(注 1)が終了となり、従前の基準に戻ることとなりました。その結果、医療業(医科)については「一般病院」、「精神科病院」、「有床診療所」、「無床診療所」の全ての区分が対象から除外されることとなりました。「別紙 4」参照

(注 1)ソフトランディング措置とは、現在の基準(最近月の売上高等が前年同月比 5%以上減少等)に加え、一層緩和した基準(最近月の売上高等がリーマンショック前(4 年前)比 5%以上減少等)を適用。

その他に、12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」としまして、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策が実現しております(注 2)。

つきましては、経済産業省より、別添の通り、報道発表がありましたので、貴会会員各位に周知方お願い申し上げます。

なお、当該資料は、経済産業省のホームページ

(<http://www.meti.go.jp/press/2013/12/20131213004/20131213004.html>)

より、ご覧いただけます。

（注2）医療法人につきましては、別添資料「中小企業・小規模事業者の資金繰り対策支援を強化します」における各種事業について、以下の対応となりますのでご注意ください。詳細につきましては、関係機関窓口にご確認ください。

- ・「1（3）経営改善支援」については、医療法人は対象外となります。それ以外の、「1（1）資金繰り支援」、「1（2）設備投資等の促進」、「2「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進」については、一定規模以下の医療法人は対象となります。
- ・ただし、「1（1）資金繰り支援」の日本政策金融公庫等による貸付については、医療法人は、「国民生活事業」としての貸付のみが可能であり、「中小企業事業」としての貸付については対象外となります。
- ・また、「1（2）設備投資等の促進」の日本政策金融公庫による貸付については、医療法人は、「国民生活事業」としての貸付のみが可能であり、「中小企業事業」としての貸付については対象外となります。

〔別添資料〕

- 中小企業・小規模事業者の資金繰り対策支援を強化します。
- （別紙 1-1）経営支援型セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）
- （別紙 1-2）新設経営支援型セーフティネット貸付（金融環境変化対応資金）
- （別紙 2）借換保証の推進
- （別紙 3）セーフティネット保証 5 号の指定業種（平成 26 年 1 月 1 日～平成 25 年度補正予算成立から一定期間経過するまで）
- （別紙 4）セーフティネット保証 5 号の指定業種（平成 25 年度補正予算成立から一定期間経過後～平成 26 年 3 月 31 日）
- （別紙 5-1）設備資金貸付利率特例
- （別紙 5-2）企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金（所得拡大関連））
- （別紙 5-3）創業支援関連制度の拡充
- （別紙 6）経営改善計画策定支援事業の運用見直しについて
- （別紙 7）「経営者保証に関するガイドライン」の概要

平成 25 年 12 月 13 日



中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を強化します

中小企業庁は、この度閣議決定された「好循環実現のための経済対策(12月5日)」及び「平成25年度補正予算案(12月12日)」を踏まえ、事業規模10兆円超の金融支援により、中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り対策に万全を期してまいります。

1. 中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業

(1) 資金繰り支援

・原燃油高等に影響を受ける事業者の資金繰り円滑化に万全を期すため、日本政策金融公庫等による経営支援型等のセーフティネット貸付^{※1}の継続・拡充等をするとともに、日本政策金融公庫の各支店に専門の窓口を設けて相談に応じます。これらにより政府系金融機関による経営支援と一体となった資金繰り支援を強化します。【貸付規模:6兆円】(別紙1参照)

※1: 日本政策金融公庫等の経営支援を受ける場合に金利を最大0.5%引き下げ

・信用保証協会による借換保証を引き続き推進し、経営支援と一体となった資金繰りを支援します^{※2}。【保証規模:4.5兆円】(別紙2参照)

※2: 経営改善・事業再生に関する計画を実行する際、普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円を限度として、一般保証と別枠で保証を実施する経営改善サポート保証(産業競争力強化法)をあわせて活用することが可能。

・セーフティネット保証(5号)については、平時の運用への移行を図り^{※3}、短期的に業況が悪化している業種に属する事業者を支援する措置として、引き続き積極的に活用していきます。^{※4}

※3: 平成25年度補正予算の成立後、3週間程度の周知期間を経た後、移行します。

※4: 平成25年度第4四半期の指定業種一覧(別紙3、4参照)

(2) 設備投資等の促進

・日本政策金融公庫において老朽化設備の新陳代謝、所得増加及び創業等、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資^{※5}を促進します。【貸付規模:2.9兆円】(別紙5参照)

※5: 給与支払総額を増加させた事業者について金利を0.4%引き下げ

老朽化設備の大規模な更新等を行う際に金利を0.5%引き下げ(当初2年間)等

(3)経営改善支援

・認定支援機関による経営改善計画策定支援事業について、事業者及び認定支援機関双方における制度の使い勝手の向上を図り、本事業の一層の活用を促進するため、①金融支援の内容(返済負担の軽減要件を緩和し、条件変更のみならず融資行為も対象とする)、②同意書の取得に係る取扱い(金融支援を行う金融機関から同意書を取得すれば可とする)、等について運用を見直します。(別紙6参照)

2.「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

・「経営者保証に関するガイドライン」の活用を希望する事業者に対する専門家派遣や同ガイドラインの周知等を実施します。また、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫において、「経営者保証に関するガイドライン」に対応し、率先して経営者保証によらない融資を行います。(別紙7参照)

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁金融課長 三浦

担当者：瀧島、中

(別紙1,5)佐々木、(別紙2)大道

(別紙3,4)中、(別紙6)森本、(別紙7)井上

電話：03-3501-1511(内線5271~5)

03-3501-2876(直通)

デフレ及び原油・原材料価格高騰等の影響を受けて資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫等が低利融資を行います。

制度の概要

対象者: 社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している者又は来すおそれのある者

対象資金: 設備資金及び運転資金

貸付限度額:

(中小企業事業) 7.2億円

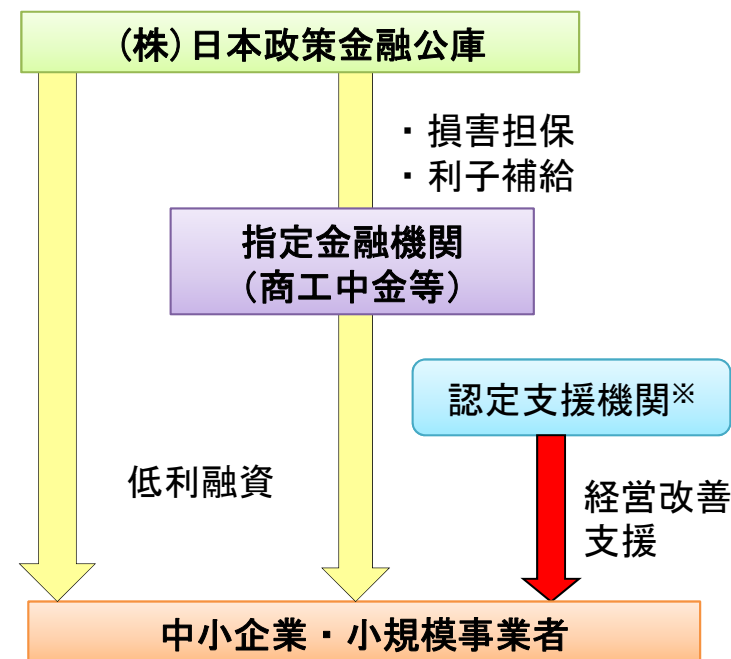
(国民生活事業) 4,800万円

貸付期間: 設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利: 基準利率(12月13日現在 (中小)1.60% (国民)1.90%)。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、基準利率-0.4%
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、基準利率-0.1%
- ①・②ともに該当する場合、基準利率-0.5%

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

(注) 商工中金の危機対応業務(中小企業向け)は、中小事業と同様の内容で実施。

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関等の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者: 金融機関との取引条件の変化により、資金繰りに困難を来している者

対象資金: 設備資金及び運転資金

貸付限度額:

(中小企業事業) 3億円

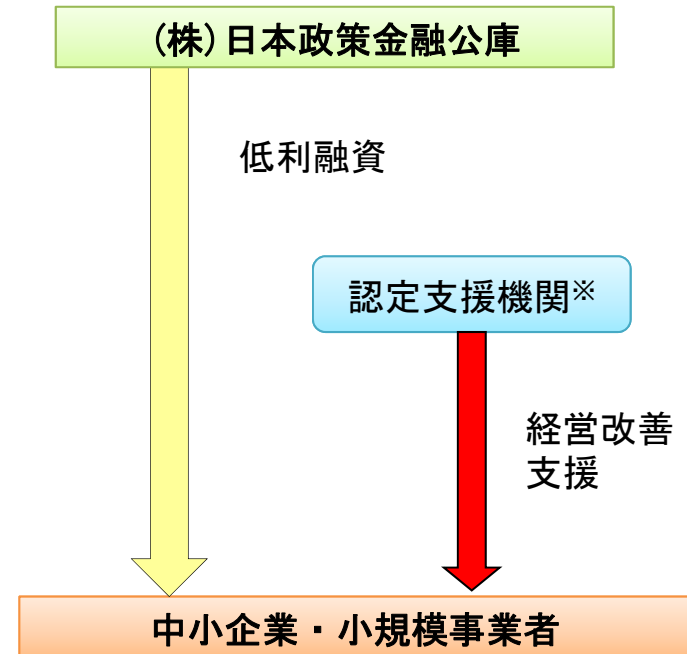
(国民生活事業) 4,000万円

貸付期間: 設備資金15年以内、長期運転資金8年以内

貸付金利: 基準利率(12月13日現在 (中小)1.60% (国民)1.90%)。ただし、運転資金のうち、以下の条件に該当する場合、金利引き下げを行います。

- ① 厳しい業況にあり、認定支援機関等の経営支援を受ける場合、**基準利率-0.4%**
- ② 雇用の維持・拡大を図る場合、**基準利率-0.1%**
- ①・②ともに該当する場合、**基準利率-0.5%**

事業スキーム



※ 中小企業経営力強化支援法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

借換保証の推進

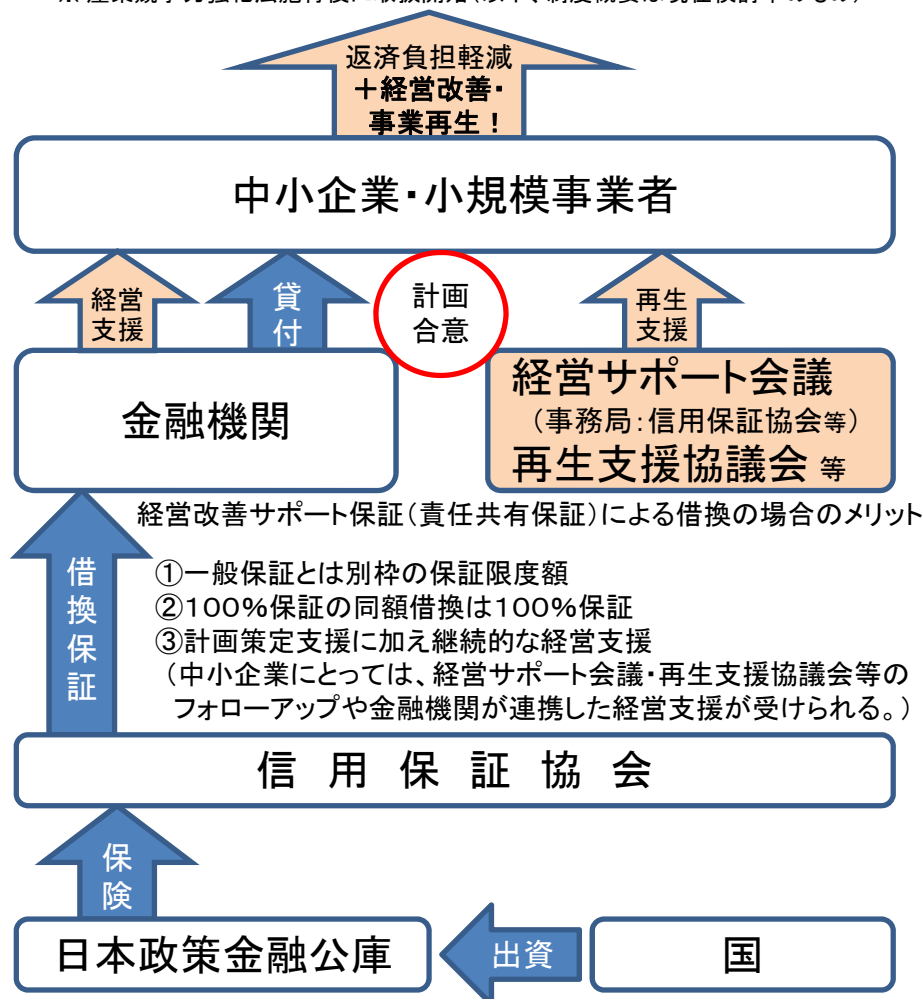
平成25年度 補正予算(案) 450億円
保証規模 4.5兆円

別紙2

昨年度末に続き、平成25年度末から来年度にかけても、中小企業の借換需要の増加が見込まれることに備え、日本政策金融公庫の財務基盤強化を通じ、経営改善サポート保証（産業競争力強化法）等を活用した借換保証を推進し、経営支援と一体となった資金繰りを支援。

経営改善サポート保証※による借換保証

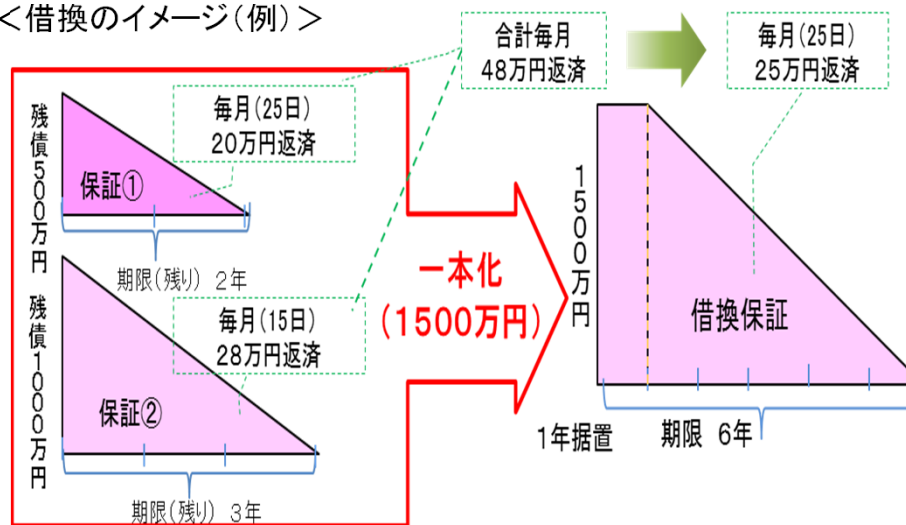
※ 産業競争力強化法施行後に取扱開始(以下、制度概要は現在検討中のもの)



借換保証制度

- 既往の保証付き融資について、新たな保証付き融資に借り換える制度。
- 当面の中小企業の資金繰りを緩和。

<借換のイメージ(例)>



<本制度のメリット>

- 複数債権を一本化し、返済ペースを見直すことで、月々の返済負担が軽減。
- 新たに、据置期間を設けることも可能。
- 金融審査が通れば、真水(ニューマネー)の追加も可能。

※ 既保証の同額以内であれば、経営改善サポート保証や経営力強化保証を活用し、100%保証の既保証を100%保証で借り換えることが可能。

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

指定期間:平成26年1月1日～平成25年度補正予算成立後、一定期間経過するまで

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

(注)本指定業種は、平成25年10月1日～平成25年12月31日の指定業種と同様となっている。

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
1	0116	工芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。)
2	0126	養蚕農業(製造加工設備を有する蚕種製造業に限る。)
3	0231	製薪炭業(製造加工設備を有するものに限る。)
4	0541	花こう岩・同類似岩石採石業
5	0542	石英粗面岩・同類似岩石採石業
6	0543	安山岩・同類似岩石採石業
7	0544	大理石採石業
8	0545	ぎょう灰岩採石業
9	0546	砂岩採石業
10	0547	粘板岩採石業
11	0549	その他の採石業, 砂・砂利・玉石採取業
12	0551	耐火粘土鉱業
13	0552	ろう石鉱業
14	0555	けい石鉱業
15	0556	天然けい砂鉱業
16	0557	石灰石鉱業
17	0559	その他の窯業原料用鉱物鉱業
18	0591	酸性白土鉱業
19	0593	けいそう土鉱業
20	0594	滑石鉱業
21	0599	他に分類されない鉱業
22	0622	造園工事業
23	0721	とび工事業
24	0722	土工・コンクリート工事業
25	0723	特殊コンクリート工事業
26	0731	鉄骨工事業
27	0732	鉄筋工事業
28	0742	れんが工事業
29	0743	タイル工事業
30	0744	コンクリートブロック工事業
31	0761	金属製屋根工事業
32	0762	板金工事業
33	0763	建築金物工事業
34	0781	床工事業
35	0782	内装工事業
36	0791	ガラス工事業
37	0792	金属製建具工事業
38	0793	木製建具工事業
39	0794	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
40	0795	防水工事業
41	0796	はつり・解体工事業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
42	0799	他に分類されない職別工事業
43	0831	一般管工事業
44	0832	冷暖房設備工事業
45	0833	給排水・衛生設備工事業
46	0839	その他の管工事業
47	0891	築炉工事業
48	0892	熱絶縁工事業
49	0911	部分肉・冷凍肉製造業
50	0912	肉加工品製造業
51	0913	処理牛乳・乳飲料製造業
52	0914	乳製品製造業(処理牛乳, 乳飲料を除く)
53	0919	その他の畜産食料品製造業
54	0924	塩干・塩蔵品製造業
55	0932	野菜漬物製造業(缶詰, 瓶詰, つぼ詰を除く)
56	0941	味そ製造業
57	0942	しょう油・食用アミノ酸製造業
58	0944	食酢製造業
59	0949	その他の調味料製造業
60	0951	砂糖製造業(砂糖精製業を除く)
61	0961	精米・精麦業
62	0969	その他の精穀・製粉業
63	0971	パン製造業
64	0979	その他のパン・菓子製造業
65	0991	でんぷん製造業
66	0992	めん類製造業
67	0993	豆腐・油揚げ製造業
68	0995	冷凍調理食品製造業
69	0999	他に分類されない食料品製造業
70	1023	清酒製造業
71	1024	蒸留酒・混成酒製造業
72	1031	製茶業
73	1062	単体飼料製造業
74	1063	有機質肥料製造業
75	1111	製糸業
76	1114	綿紡績業
77	1115	化学繊維紡績業
78	1116	毛紡績業
79	1117	ねん糸製造業(かさ高加工糸を除く)
80	1118	かさ高加工糸製造業
81	1121	綿・スフ織物業
82	1122	絹・人絹織物業
83	1123	毛織物業
84	1124	麻織物業
85	1125	細幅織物業
86	1129	その他の織物業
87	1131	丸編ニット生地製造業
88	1132	たて編ニット生地製造業
89	1133	横編ニット生地製造業
90	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
91	1142	絹・人絹織物機械染色業
92	1143	毛織物機械染色整理業
93	1144	織物整理業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
94	1145	織物手加工染色整理業
95	1146	綿状繊維・糸染色整理業
96	1147	ニット・レース染色整理業
97	1148	繊維雑品染色整理業
98	1151	綱製造業
99	1154	レース製造業
100	1155	組ひも製造業
101	1157	フェルト・不織布製造業
102	1158	上塗りした織物・防水した織物製造業
103	1159	その他の繊維粗製品製造業
104	1161	織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)
105	1162	織物製成人女子・少女服製造業(不織布製及びレース製を含む)
106	1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)
107	1164	織物製シャツ製造業(不織布製及びレース製を含み、下着を除く)
108	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・校服製造業(不織布製及びレース製を含む)
109	1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類, セーター類などを除く)
110	1167	ニット製アウターシャツ類製造業
111	1168	セーター類製造業
112	1169	その他の外衣・シャツ製造業
113	1171	織物製下着製造業
114	1172	ニット製下着製造業
115	1173	織物製・ニット製寝着類製造業
116	1174	補整着製造業
117	1181	和装製品製造業(足袋を含む)
118	1182	ネクタイ製造業
119	1184	靴下製造業
120	1185	手袋製造業
121	1186	帽子製造業(帽体を含む)
122	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
123	1191	寝具製造業
124	1192	毛布製造業
125	1193	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
126	1196	刺しゅう業
127	1197	タオル製造業
128	1198	繊維製衛生材料製造業
129	1199	他に分類されない繊維製品製造業
130	1211	一般製材業
131	1212	単板(ベニヤ)製造業
132	1221	造作材製造業(建具を除く)
133	1222	合板製造業
134	1227	銘木製造業
135	1231	竹・とう・きりゅう等容器製造業
136	1232	木箱製造業
137	1233	たる・おけ製造業
138	1292	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
139	1299	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)
140	1311	木製家具製造業(漆塗りを除く)
141	1312	金属製家具製造業
142	1391	事務所用・店舗用装備品製造業
143	1392	窓用・扉用日よけ, 日本びょうぶ等製造業
144	1393	鏡縁・額縁製造業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
145	1422	板紙製造業
146	1451	重包装紙袋製造業
147	1452	角底紙袋製造業
148	1511	オフセット印刷業(紙に対するもの)
149	1512	オフセット印刷以外の印刷業(紙に対するもの)
150	1513	紙以外の印刷業
151	1521	製版業
152	1531	製本業
153	1532	印刷物加工業
154	1591	印刷関連サービス業
155	1612	複合肥料製造業
156	1619	その他の化学肥料製造業
157	1621	ソーダ工業
158	1622	無機顔料製造業
159	1629	その他の無機化学工業製品製造業
160	1632	脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)
161	1634	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
162	1635	プラスチック製造業
163	1639	その他の有機化学工業製品製造業
164	1641	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
165	1642	石けん・合成洗剤製造業
166	1643	界面活性剤製造業(石けん, 合成洗剤を除く)
167	1644	塗料製造業
168	1645	印刷インキ製造業
169	1647	ろうそく製造業
170	1651	医薬品原薬製造業
171	1652	医薬品製剤製造業
172	1653	生物学的製剤製造業
173	1661	仕上用・皮膚用化粧品製造業(香水, オーデオロンを含む)
174	1662	頭髪用化粧品製造業
175	1693	香料製造業
176	1695	写真感光材料製造業
177	1721	潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
178	1799	その他の石油製品・石炭製品製造業
179	1811	プラスチック板・棒製造業
180	1812	プラスチック管製造業
181	1813	プラスチック継手製造業
182	1814	プラスチック異形押出製品製造業
183	1815	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
184	1824	合成皮革製造業
185	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
186	1832	輸送機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
187	1833	その他の工業用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
188	1834	工業用プラスチック製品加工業
189	1841	軟質プラスチック発泡製品製造業(半硬質性を含む)
190	1842	硬質プラスチック発泡製品製造業
191	1843	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
192	1844	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
193	1845	発泡・強化プラスチック製品加工業
194	1851	プラスチック成形材料製造業
195	1892	プラスチック製容器製造業
196	1897	他に分類されないプラスチック製品製造業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
197	1898	他に分類されないプラスチック製品加工業
198	1911	自動車タイヤ・チューブ製造業
199	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
200	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
201	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
202	1932	ゴムホース製造業
203	1933	工業用ゴム製品製造業
204	1993	ゴム練生地製造業
205	1994	更生タイヤ製造業
206	1995	再生ゴム製造業
207	1999	他に分類されないゴム製品製造業
208	2011	なめし革製造業
209	2021	工業用革製品製造業(手袋を除く)
210	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
211	2041	革製履物製造業
212	2051	革製手袋製造業
213	2061	かばん製造業
214	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
215	2072	ハンドバッグ製造業
216	2081	毛皮製造業
217	2099	その他のなめし革製品製造業
218	2113	ガラス製加工素材製造業
219	2114	ガラス容器製造業
220	2115	理化学用・医療用ガラス器具製造業
221	2116	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
222	2119	その他のガラス・同製品製造業
223	2131	粘土かわら製造業
224	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
225	2143	陶磁器製置物製造業
226	2144	電気用陶磁器製造業
227	2145	理化学用・工業用陶磁器製造業
228	2146	陶磁器製タイル製造業
229	2147	陶磁器絵付業
230	2148	陶磁器用はい(坏)土製造業
231	2149	その他の陶磁器・同関連製品製造業
232	2151	耐火れんが製造業
233	2152	不定形耐火物製造業
234	2159	その他の耐火物製造業
235	2184	石工品製造業
236	2192	石こう(膏)製品製造業
237	2193	石灰製造業
238	2194	鋳型製造業(中子を含む)
239	2199	他に分類されない窯業・土石製品製造業
240	2221	製鋼・製鋼圧延業
241	2231	熱間圧延業(鋼管, 伸鉄を除く)
242	2234	鋼管製造業
243	2236	磨棒鋼製造業
244	2237	引抜鋼管製造業
245	2238	伸線業
246	2239	その他の製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
247	2251	銑鉄鋳物製造業(鋳鉄管, 可鍛鋳鉄を除く)
248	2252	可鍛鋳鉄製造業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
249	2253	鋳鋼製造業
250	2254	鍛工品製造業
251	2255	鍛鋼製造業
252	2291	鉄鋼シャースリット業
253	2292	鉄スクラップ加工処理業
254	2293	鋳鉄管製造業
255	2321	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)
256	2322	アルミニウム第2次製錬・精製業(アルミニウム合金製造業を含む)
257	2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
258	2331	伸銅品製造業
259	2332	アルミニウム・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
260	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
261	2341	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
262	2351	銅・同合金鋳物製造業(ダイカストを除く)
263	2354	非鉄金属ダイカスト製造業(アルミニウム・同合金ダイカストを除く)
264	2355	非鉄金属鍛造品製造業
265	2399	他に分類されない非鉄金属製造業
266	2411	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
267	2422	機械刃物製造業
268	2423	利器工匠具・手道具製造業(やすり, のこぎり, 食卓用刃物を除く)
269	2424	作業工具製造業
270	2425	手引のこぎり・のこ刃製造業
271	2429	その他の金物類製造業
272	2439	その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)
273	2441	鉄骨製造業
274	2443	金属製サッシ・ドア製造業
275	2445	建築用金属製品製造業(サッシ, ドア, 建築用金物を除く)
276	2446	製缶板金業
277	2451	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
278	2452	金属プレス製品製造業(アルミニウム・同合金を除く)
279	2461	金属製品塗装業
280	2463	金属彫刻業
281	2464	電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)
282	2465	金属熱処理業
283	2469	その他の金属表面処理業
284	2471	くぎ製造業
285	2479	その他の金属線製品製造業
286	2481	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
287	2491	金庫製造業
288	2492	金属製スプリング製造業
289	2499	他に分類されない金属製品製造業
290	2511	ボイラ製造業
291	2513	はん用内燃機関製造業
292	2521	ポンプ・同装置製造業
293	2522	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
294	2531	動力伝導装置製造業(玉軸受, ころ軸受を除く)
295	2534	工業窯炉製造業
296	2535	冷凍機・温湿調整装置製造業
297	2594	玉軸受・ころ軸受製造業
298	2596	他に分類されないはん用機械・装置製造業
299	2632	製織機械・編組機械製造業
300	2634	繊維機械部分品・取付具・附属品製造業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
301	2635	縫製機械製造業
302	2641	食品機械・同装置製造業
303	2642	木材加工機械製造業
304	2643	パルプ装置・製紙機械製造業
305	2644	印刷・製本・紙工機械製造業
306	2645	包装・荷造機械製造業
307	2651	鑄造装置製造業
308	2652	化学機械・同装置製造業
309	2653	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
310	2661	金属工作機械製造業
311	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)
312	2663	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業(機械工具, 金型を
313	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く)
314	2671	半導体製造装置製造業
315	2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
316	2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
317	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
318	2693	真空装置・真空機器製造業
319	2694	ロボット製造業
320	2699	他に分類されない生産用機械・同部分品製造業
321	2719	その他の事務用機械器具製造業
322	2721	サービス用機械器具製造業
323	2722	娯楽用機械製造業
324	2731	体積計製造業
325	2732	はかり製造業
326	2733	圧力計・流量計・液面計等製造業
327	2737	測量機械器具製造業
328	2741	医療用機械器具製造業
329	2743	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む)
330	2744	歯科材料製造業
331	2751	顕微鏡・望遠鏡等製造業
332	2752	写真機・映画用機械・同附属品製造業
333	2753	光学機械用レンズ・プリズム製造業
334	2811	電子管製造業
335	2812	光電変換素子製造業
336	2813	半導体素子製造業(光電変換素子を除く)
337	2814	集積回路製造業
338	2815	液晶パネル・フラットパネル製造業
339	2821	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
340	2822	音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業
341	2823	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
342	2831	半導体メモリメディア製造業
343	2841	電子回路基板製造業
344	2842	電子回路実装基板製造業
345	2851	電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業
346	2859	その他のユニット部品製造業
347	2899	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
348	2914	配電盤・電力制御装置製造業
349	2915	配線器具・配線附属品製造業
350	2921	電気溶接機製造業
351	2922	内燃機関電装品製造業
352	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
353	2932	空調・住宅関連機器製造業
354	2933	衣料衛生関連機器製造業
355	2939	その他の民生用電気機械器具製造業
356	2941	電球製造業
357	2942	電気照明器具製造業
358	2951	蓄電池製造業
359	2952	一次電池(乾電池, 湿電池)製造業
360	2961	X線装置製造業
361	2971	電気計測器製造業(別掲を除く)
362	2972	工業計器製造業
363	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
364	3013	無線通信機械器具製造業
365	3014	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
366	3021	ビデオ機器製造業
367	3022	デジタルカメラ製造業
368	3023	電気音響機械器具製造業
369	3031	電子計算機製造業(パーソナルコンピュータを除く)
370	3032	パーソナルコンピュータ製造業
371	3035	表示装置製造業
372	3039	その他の附属装置製造業
373	3112	自動車車体・附随車製造業
374	3133	舟艇製造・修理業
375	3134	船用機関製造業
376	3151	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
377	3191	自転車・同部分品製造業
378	3211	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)製品製造業
379	3212	貴金属・宝石製装身具(ジュエリー)附属品・同材料加工業
380	3219	その他の貴金属製品製造業
381	3221	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く)
382	3222	造花・装飾用羽毛製造業
383	3229	その他の装身具・装飾品製造業
384	3231	時計・同部分品製造業
385	3241	ピアノ製造業
386	3249	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
387	3251	娯楽用具・がん具製造業(人形を除く)
388	3252	人形製造業
389	3253	運動用具製造業
390	3261	万年筆・ペン類・鉛筆製造業
391	3262	毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
392	3269	その他の事務用品製造業
393	3271	漆器製造業
394	3282	畳製造業
395	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業
396	3285	喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
397	3289	その他の生活雑貨製品製造業
398	3294	モデル・模型製造業
399	3295	工業用模型製造業
400	3296	情報記録物製造業(新聞, 書籍等の印刷物を除く)
401	3297	眼鏡製造業(枠を含む)
402	3299	他に分類されないその他の製造業
403	3311	発電所
404	3312	変電所

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
405	3719	その他の固定電気通信業
406	3731	電気通信に附帯するサービス業
407	3822	ラジオ放送業(衛星放送業を除く)
408	3832	有線ラジオ放送業
409	3913	パッケージソフトウェア業
410	3914	ゲームソフトウェア業
411	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
412	4113	アニメーション制作業
413	4121	レコード制作業
414	4122	ラジオ番組制作業
415	4131	新聞業
416	4141	出版業
417	4161	ニュース供給業
418	4169	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
419	4217	索道業
420	4219	その他の鉄道業
421	4311	一般乗合旅客自動車運送業
422	4321	一般乗用旅客自動車運送業
423	4331	一般貸切旅客自動車運送業
424	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
425	4412	特別積合せ貨物運送業
426	4421	特定貨物自動車運送業
427	4431	貨物軽自動車運送業
428	4441	集配利用運送業
429	4511	外航旅客海運業
430	4512	外航貨物海運業
431	4521	沿海旅客海運業
432	4522	沿海貨物海運業
433	4531	港湾旅客海運業
434	4532	河川水運業
435	4533	湖沼水運業
436	4542	内航船舶貸渡業
437	4621	航空機使用業(航空運送業を除く)
438	4711	倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)
439	4721	冷蔵倉庫業
440	4811	港湾運送業
441	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く)
442	4822	運送取次業
443	4831	運送代理店
444	4841	こん包業(組立こん包業を除く)
445	4842	組立こん包業
446	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
447	5111	繊維原料卸売業
448	5112	系卸売業
449	5113	織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)
450	5121	男子服卸売業
451	5122	婦人・子供服卸売業
452	5123	下着類卸売業
453	5129	その他の衣服卸売業
454	5131	寝具類卸売業
455	5132	靴・履物卸売業
456	5133	かばん・袋物卸売業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
457	5139	その他の身の回り品卸売業
458	5211	米麦卸売業
459	5214	果実卸売業
460	5215	食肉卸売業
461	5216	生鮮魚介卸売業
462	5219	その他の農畜産物・水産物卸売業
463	5221	砂糖・味そ・しょう油卸売業
464	5222	酒類卸売業
465	5223	乾物卸売業
466	5227	牛乳・乳製品卸売業
467	5312	セメント卸売業
468	5314	建築用金属製品卸売業(建築用金物を除く)
469	5319	その他の建築材料卸売業
470	5321	塗料卸売業
471	5322	プラスチック卸売業
472	5329	その他の化学製品卸売業
473	5331	石油卸売業
474	5341	鉄鋼粗製品卸売業
475	5342	鉄鋼一次製品卸売業
476	5351	非鉄金属地金卸売業
477	5352	非鉄金属製品卸売業
478	5361	空瓶・空缶等空容器卸売業
479	5362	鉄スクラップ卸売業
480	5363	非鉄金属スクラップ卸売業
481	5369	その他の再生資源卸売業
482	5413	金属加工機械卸売業
483	5414	事務用機械器具卸売業
484	5419	その他の産業機械器具卸売業
485	5421	自動車卸売業(二輪自動車を含む)
486	5431	家庭用電気機械器具卸売業
487	5432	電気機械器具卸売業(家庭用電気機械器具を除く)
488	5491	輸送用機械器具卸売業(自動車を除く)
489	5512	荒物卸売業
490	5513	畳卸売業
491	5514	室内装飾繊維品卸売業
492	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
493	5519	その他のじゅう器卸売業
494	5524	合成洗剤卸売業
495	5531	紙卸売業
496	5591	金物卸売業
497	5592	肥料・飼料卸売業
498	5593	スポーツ用品卸売業
499	5594	娯楽用品・がん具卸売業
500	5596	ジュエリー製品卸売業
501	5597	書籍・雑誌卸売業
502	5598	代理商, 仲立業
503	5599	他に分類されないその他の卸売業
504	5611	百貨店, 総合スーパー
505	5699	その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)
506	5712	寝具小売業
507	5721	男子服小売業
508	5731	婦人服小売業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
509	5791	かばん・袋物小売業
510	5792	下着類小売業
511	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
512	5811	各種食料品小売業
513	5822	果実小売業
514	5831	食肉小売業(卵, 鳥肉を除く)
515	5841	鮮魚小売業
516	5851	酒小売業
517	5892	牛乳小売業
518	5896	米穀類小売業
519	5897	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業
520	5898	乾物小売業
521	5911	自動車(新車)小売業
522	5912	中古自動車小売業
523	5914	二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)
524	5921	自転車小売業
525	5931	電気機械器具小売業(中古品を除く)
526	5932	電気事務機械器具小売業(中古品を除く)
527	5939	その他の機械器具小売業
528	6011	家具小売業
529	6013	畳小売業
530	6021	金物小売業
531	6022	荒物小売業
532	6023	陶磁器・ガラス器小売業
533	6029	他に分類されないじゅう器小売業
534	6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
535	6043	肥料・飼料小売業
536	6051	ガソリンスタンド
537	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
538	6061	書籍・雑誌小売業(古本を除く)
539	6062	古本小売業
540	6063	新聞小売業
541	6064	紙・文房具小売業
542	6071	スポーツ用品小売業
543	6072	がん具・娯楽用品小売業
544	6073	楽器小売業
545	6081	写真機・写真材料小売業
546	6082	時計・眼鏡・光学機械小売業
547	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
548	6093	花・植木小売業
549	6095	ジュエリー製品小売業
550	6096	ペット・ペット用品小売業
551	6097	骨とう品小売業
552	6099	他に分類されないその他の小売業
553	6741	生命保険媒介業
554	6742	損害保険代理業
555	6912	土地賃貸業
556	6921	貸家業
557	6922	貸間業
558	6931	駐車場業
559	7021	産業用機械器具賃貸業(建設機械器具を除く)
560	7041	自動車賃貸業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
561	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
562	7092	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
563	7093	貸衣しょう業(別掲を除く)
564	7099	他に分類されない物品賃貸業
565	7222	土地家屋調査士事務所
566	7261	デザイン業
567	7292	翻訳業(著述家業を除く)
568	7299	他に分類されない専門サービス業
569	7431	機械設計業
570	7461	写真業(商業写真業を除く)
571	7462	商業写真業
572	7511	旅館, ホテル
573	7521	簡易宿所
574	7622	料亭
575	7629	その他の専門料理店
576	7661	バー, キャバレー, ナイトクラブ
577	7691	ハンバーガー店
578	7811	普通洗濯業
579	7813	リネンサプライ業
580	7821	理容業
581	7831	美容業
582	7841	一般公衆浴場業
583	7892	エステティック業
584	7911	旅行業(旅行業者代理業を除く)
585	7912	旅行業者代理業
586	7961	葬儀業
587	7962	結婚式場業
588	7992	結婚相談業, 結婚式場紹介業
589	7993	写真現像・焼付業
590	7999	他に分類されないその他の生活関連サービス業(易断所、観相業及び相場案内業を除く。)
591	8011	映画館
592	8022	興行場
593	8043	ゴルフ場
594	8044	ゴルフ練習場
595	8046	テニス場
596	8047	バッティング・テニス練習場
597	8061	ビリヤード場
598	8062	囲碁・将棋所
599	8065	ゲームセンター(スロットマシン場を除く。)
600	8092	マリーナ業
601	8093	遊漁船業
602	8095	カラオケボックス業
603	8096	娯楽に附帯するサービス業(場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場及び競輪・競馬等予想業を除く。)
604	8099	他に分類されない娯楽業
605	8241	音楽教授業
606	8242	書道教授業
607	8244	そろばん教授業
608	8246	スポーツ・健康教授業
609	8249	その他の教養・技能教授業
610	8299	他に分類されない教育, 学習支援業

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
611	8311	一般病院
612	8312	精神科病院
613	8321	有床診療所
614	8322	無床診療所
615	8331	歯科診療所
616	8359	その他の療術業
617	8361	歯科技工所
618	8811	し尿収集運搬業
619	8812	し尿処分業
620	8813	浄化槽清掃業
621	8814	浄化槽保守点検業
622	8815	ごみ収集運搬業
623	8816	ごみ処分業
624	8821	産業廃棄物収集運搬業
625	8822	産業廃棄物処分業
626	8823	特別管理産業廃棄物収集運搬業
627	8824	特別管理産業廃棄物処分業
628	8891	死亡獣畜取扱業
629	8911	自動車一般整備業
630	8919	その他の自動車整備業
631	9012	建設・鉱山機械整備業
632	9031	表具業
633	9092	時計修理業
634	9093	履物修理業
635	9094	かじ業
636	9121	労働者派遣業
637	9211	速記・ワープロ入力業
638	9212	複写業
639	9221	ビルメンテナンス業
640	9229	その他の建物サービス業
641	9231	警備業
642	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。)を除く。)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(歓楽的雰囲気を伴うものを除く。)に限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第7号及び第8号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。)を除く。)、第6項から第10項までに規定する営業は除かれる。

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

別紙4

指定期間:平成25年度補正予算成立から一定期間経過後～平成26年3月31日

※1:この表に掲げる業種は、日本標準産業分類(平成21年総務省告示第175号)において分類された業種区分によるものとする。
 ※2:指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう。

通番	日本標準産業分類 (平成19年11月 改定)細分類番号	指定業種名
1	0126	養蚕農業(製造加工設備を有する蚕種製造業に限る。)
2	0544	大理石採石業
3	0553	ドロマイト鉱業
4	0554	長石鉱業
5	0622	造園工事業
6	0732	鉄筋工事業
7	0741	石工工事業
8	0781	床工事業
9	0782	内装工事業
10	0792	金属製建具工事業
11	0793	木製建具工事業
12	0795	防水工事業
13	0812	電気配線工事業
14	0831	一般管工事業
15	0832	冷暖房設備工事業
16	0833	給排水・衛生設備工事業
17	0839	その他の管工事業
18	0911	部分肉・冷凍肉製造業
19	0912	肉加工品製造業
20	0961	精米・精麦業
21	1011	清涼飲料製造業
22	1024	蒸留酒・混成酒製造業
23	1062	単体飼料製造業
24	1063	有機質肥料製造業
25	1111	製糸業
26	1115	化学繊維紡績業
27	1133	横編ニット生地製造業
28	1141	綿・スフ・麻織物機械染色業
29	1142	絹・人絹織物機械染色業
30	1144	織物整理業
31	1146	綿状繊維・糸染色整理業
32	1147	ニット・レース染色整理業
33	1148	繊維雑品染色整理業
34	1151	綱製造業
35	1159	その他の繊維粗製品製造業
36	1161	織物製成人男子・少年服製造業(不織布製及びレース製を含む)
37	1163	織物製乳幼児服製造業(不織布製及びレース製を含む)
38	1165	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業(不織布製及び)
39	1166	ニット製外衣製造業(アウターシャツ類, セーター類などを除く)
40	1167	ニット製アウターシャツ類製造業
41	1168	セーター類製造業
42	1169	その他の外衣・シャツ製造業
43	1171	織物製下着製造業
44	1172	ニット製下着製造業
45	1174	補整着製造業
46	1186	帽子製造業(帽体を含む)
47	1189	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
48	1191	寝具製造業

49	1192	毛布製造業
50	1299	他に分類されない木製品製造業(竹, とうを含む)
51	1331	建具製造業
52	1393	鏡縁・額縁製造業
53	1452	角底紙袋製造業
54	1651	医薬品原薬製造業
55	1652	医薬品製剤製造業
56	1662	頭髮用化粧品製造業
57	1695	写真感光材料製造業
58	1811	プラスチック板・棒製造業
59	1831	電気機械器具用プラスチック製品製造業(加工業を除く)
60	1919	その他のタイヤ・チューブ製造業
61	1921	ゴム製履物・同附属品製造業
62	1922	プラスチック製履物・同附属品製造業
63	2011	なめし革製造業
64	2031	革製履物用材料・同附属品製造業
65	2041	革製履物製造業
66	2061	かばん製造業
67	2071	袋物製造業(ハンドバッグを除く)
68	2072	ハンドバッグ製造業
69	2081	毛皮製造業
70	2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
71	2147	陶磁器絵付業
72	2184	石工品製造業
73	2221	製鋼・製鋼圧延業
74	2253	鋳鋼製造業
75	2321	鉛第2次製錬・精製業(鉛合金製造業を含む)
76	2329	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
77	2339	その他の非鉄金属・同合金圧延業(抽伸, 押出しを含む)
78	2341	電線・ケーブル製造業(光ファイバケーブルを除く)
79	2399	他に分類されない非鉄金属製造業
80	2424	作業工具製造業
81	2432	ガス機器・石油機器製造業
82	2446	製缶板金業
83	2453	粉末や金製品製造業
84	2463	金属彫刻業
85	2511	ボイラ製造業
86	2513	はん用内燃機関製造業
87	2534	工業窯炉製造業
88	2635	縫製機械製造業
89	2641	食品機械・同装置製造業
90	2651	鋳造装置製造業
91	2652	化学機械・同装置製造業
92	2661	金属工作機械製造業
93	2662	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く)
94	2664	機械工具製造業(粉末や金業を除く)
95	2671	半導体製造装置製造業
96	2672	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
97	2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
98	2694	ロボット製造業
99	2722	娯楽用機械製造業
100	2734	精密測定器製造業
101	2922	内燃機関電装品製造業
102	2929	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用, 船舶用を含む)
103	2939	その他の民生用電気機械器具製造業
104	2942	電気照明器具製造業
105	2971	電気計測器製造業(別掲を除く)
106	2972	工業計器製造業
107	3012	携帯電話機・PHS電話機製造業
108	3021	ビデオ機器製造業

109	3023	電気音響機械器具製造業
110	3131	船舶製造・修理業
111	3132	船体ブロック製造業
112	3134	船用機関製造業
113	3191	自転車・同部分品製造業
114	3222	造花・装飾用羽毛製造業
115	3253	運動用具製造業
116	3271	漆器製造業
117	3283	うちわ・扇子・ちょうちん製造業
118	3289	その他の生活雑貨製品製造業
119	3296	情報記録物製造業(新聞, 書籍等の印刷物を除く)
120	3299	他に分類されないその他の製造業
121	3731	電気通信に附帯するサービス業
122	3823	衛星放送業
123	3831	有線テレビジョン放送業
124	3832	有線ラジオ放送業
125	4012	アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ
126	4121	レコード制作業
127	4141	出版業
128	4311	一般乗合旅客自動車運送業
129	4321	一般乗用旅客自動車運送業
130	4331	一般貸切旅客自動車運送業
131	4411	一般貨物自動車運送業(特別積合せ貨物運送業を除く)
132	4412	特別積合せ貨物運送業
133	4421	特定貨物自動車運送業
134	4431	貨物軽自動車運送業
135	4441	集配利用運送業
136	4541	船舶貸渡業(内航船舶貸渡業を除く)
137	4821	利用運送業(集配利用運送業を除く)
138	4822	運送取次業
139	4831	運送代理店
140	4841	こん包業(組立こん包業を除く)
141	4842	組立こん包業
142	4899	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
143	5123	下着類卸売業
144	5129	その他の衣服卸売業
145	5131	寝具類卸売業
146	5216	生鮮魚介卸売業
147	5223	乾物卸売業
148	5319	その他の建築材料卸売業
149	5331	石油卸売業
150	5341	鉄鋼粗製品卸売業
151	5342	鉄鋼一次製品卸売業
152	5351	非鉄金属地金卸売業
153	5352	非鉄金属製品卸売業
154	5419	その他の産業機械器具卸売業
155	5511	家具・建具卸売業
156	5515	陶磁器・ガラス器卸売業
157	5592	肥料・飼料卸売業
158	5599	他に分類されないその他の卸売業
159	5711	呉服・服地小売業
160	5712	寝具小売業
161	5792	下着類小売業
162	5799	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
163	5811	各種食料品小売業
164	5851	酒小売業
165	5931	電気機械器具小売業(中古品を除く)
166	6012	建具小売業
167	6029	他に分類されないじゅう器小売業
168	6031	ドラッグストア

169	6032	医薬品小売業(調剤薬局を除く)
170	6043	肥料・飼料小売業
171	6051	ガソリンスタンド
172	6052	燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)
173	6064	紙・文房具小売業
174	6073	楽器小売業
175	6081	写真機・写真材料小売業
176	6092	たばこ・喫煙具専門小売業
177	6099	他に分類されないその他の小売業
178	7051	スポーツ・娯楽用品賃貸業
179	7092	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)
180	7099	他に分類されない物品賃貸業
181	8093	遊漁船業
182	8095	カラオケボックス業
183	8241	音楽教授業
184	8299	他に分類されない教育, 学習支援業
185	8359	その他の療術業
186	8812	し尿処分業
187	8813	浄化槽清掃業
188	8816	ごみ処分業
189	8821	産業廃棄物収集運搬業
190	8822	産業廃棄物処分業
191	8824	特別管理産業廃棄物処分業
192	8911	自動車一般整備業
193	8919	その他の自動車整備業
194	9093	履物修理業
195	9299	他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。))を除く。)

※以上に掲げる業種であっても、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下、「適正化法」という。)第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの(歓楽的雰囲気を伴うものを除く。)に限る。また、以上に掲げる業種であっても、適正化法第2条第1項第7号及び第8号(ゲームセンター(スロットマシン場を除く。))を除く。)、第6項から第10項までに規定する営業は除かれる。

老朽化した設備の新陳代謝を促進するため、耐用年数が超過した設備を有する中小企業・小規模事業者が大規模な設備投資を行う際に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：以下のすべての要件を満たす中小企業・小規模事業者が対象です。

- ①既存設備の耐用年数が超過しており、同種の新たな設備投資を行うこと
- ②当該企業の総資産の15%を超える設備投資であること
- ③事業計画策定支援及び融資後のフォローアップを受けること

貸付利率：貸付後2年間、適用した特別貸付制度に定める利率から0.5%を控除します。

事業スキーム

(株)日本政策金融公庫

低利融資

事業計画策定支援

フォローアップ

中小企業・小規模事業者

雇用の拡大や賃金の引上げにより給与支払総額を増額させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

制度の概要

対象者：給与支払総額を2%以上増額させており、今後も増加させる中小企業・小規模事業者が対象です。

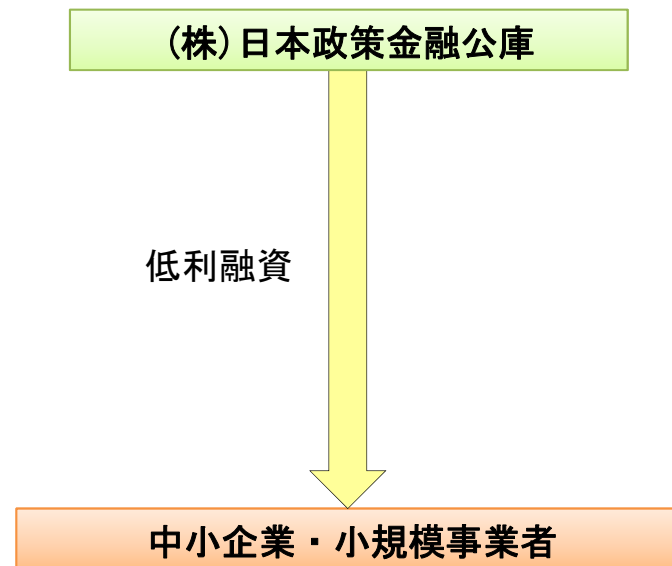
対象資金：運転資金

貸付限度額：日本政策金融公庫
 （中小企業事業）2億5,000万円
 （国民生活事業）4,800万円

貸付期間：最長7年以内

貸付利率：基準利率－0.4%
 （基準利率：12月13日現在（中小）1.60%、（国民）1.90%）。

事業スキーム



雇用拡大の原動力となる中小企業・小規模事業者の創業を促進するため、また、創業間もない企業を支援するため日本政策金融公庫における創業関連制度の拡充を行います。

拡充内容等

○新創業融資制度 (創業後2期未満の者に対する無担保・無保証の融資制度)

貸付対象: 海外展開資金を追加
 貸付限度額: 1,500万円→3,000万円(運転1,500万円)
 自己資金要件: 開業資金総額1/3→1/10(※)
 貸付期間: 設備10年→15年
 据置期間: 6ヶ月→設備2年、運転1年
 ※一定期間の勤務経験を有する者等は同要件を適用しない。

○新事業育成資金 (新技術活用等により高い成長性が見込まれる者に対する融資制度)

資金使途(中小のみ): 運転資金の対象に当初1年間のリース資金及び人材確保に必要な資金を追加
 貸付利率(中小のみ): 上限金利(3.0%)を追加
 貸付対象: 補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業→補助金の交付決定を受けたもの

○新規開業資金 (経験を活かし新たに事業を始める者に対する融資制度)

貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者
 補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業→補助金の交付決定を受けた者
 貸付利率: (1) 地方公共団体の補助金を受けて社会性を有する事業を行う者または認定特定非営利活動法人等は特別利率①
 (2) 認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等が運営する商店街事業において事業を新たに営もうとする者又は営んでいる者は特別利率②
 (3) 保育サービス事業や介護サービス事業者は特別利率③

(特別利率①、②、③はそれぞれ基準利率▲0.4%、▲0.65%、▲0.9%。基準利率(12月現在)は中小1.60%、国民1.90%。)

○女性・若者／シニア起業家支援資金

(創業を行う女性・若者／シニアに対する支援制度)
 貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者
 貸付利率: 基準金利(運転資金)→特別利率①

○新事業活動促進資金

(経営革新や異分野連携による新事業分野を開拓等を行う者に対する融資制度)
 貸付対象: 補助金の交付を受けて開発した技術を利用して行う事業→補助金の交付決定を受けた者

○再挑戦支援資金 (再挑戦を行う起業家向け融資制度)

貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者
 貸付限度額(国民のみ): 2千万円
 →7千2百万円(うち運転資金4千8百万円)
 貸付期間: (設備資金)15年→15年(特に必要な場合20年)
 貸付利率: 基準金利→基準金利。以下の場合を除く。
 ・女性・若者・シニア→特別利率①
 ・技術・ノウハウ等に新規性が見られる設備資金→特別利率③

○経営力強化資金

(創業又は事業拡大を行う者であり、認定支援機関の助言・指導を受けた者に対する融資制度)
 貸付対象: 新規開業して概ね5年以内の者→7年以内の者
 貸付利率: 特別利率①(中小のみ2億7千万円上限)
 →特別利率①(中小のみ2億7千万円上限)、女性・若者・シニア(創業7年以内)は特別利率②

経営改善計画策定支援事業の運用見直しについて

平成 25 年 12 月 13 日

中小企業庁事業環境部金融課

経営改善計画策定支援事業について、事業者及び認定支援機関双方における制度の使い勝手の向上を図り、本事業の一層の活用を促進するため、以下の点について運用の見直し等を行いました。

1. 運用の見直し

(1) 同意書の取得に係る取扱いの見直し

- ・同意書は、原則として、経営改善の実施に必要な範囲の全ての金融機関から取得することが必要ですが、一定の要件、手続きを満たす場合は、同意書に代えて「同意確認書」にて金融機関の同意意思を確認し、支払申請することができます。
- ・「一括弁済等を行っても計画の遂行に支障を来さない金融機関については、同意書(同意確認書を含む)の取得を省略することができます。

(2) 金融支援の内容の見直し

- ・金融支援については、返済負担が軽減されるものとしていましたが、その要件を見直し、融資行為も含め、支援内容について特段の制限を設けないこととしました。

(3) 経営改善計画に記載する内容の簡略化

- ・一定の要件を満たす場合は、資産保全表、BSおよびCF計算書を省略することができます。

2. 「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」の追加・更新

以下の事項について説明を補足し、明確化しました。

(1) 対象事業者

- ・本事業は、条件変更先でなくても利用することができます。

(2) 金融支援内容の制約

- ・計画に記載する金融支援の内容(金額、利率、実施時期等)に特段の制約はありません。

(3) 合意形成プロセスの明示

- ・合意形成プロセス(バンクミーティング等)について、各々の特徴を解説しましたので、活用を推奨します。

(4) 中小企業再生支援協議会への引き継ぎ可否と費用の支払い

- ・同意の取得が困難な事案について、中小企業再生支援協議会への案件引き継ぎが可能な場合があります。
- ・中小企業再生支援協議会が案件を引き継いだ場合においても、本事業の支払対象となります。

(5) モニタリングの内容にかかる説明

- ・モニタリングの具体的な作業内容等について説明を追加しました。

(6) 計画策定費用を有償化する際の留意事項の説明

- ・金融機関が有償で経営改善計画策定を行う場合の留意事項について説明を追加しました。

(7)他の補助事業等との併用可否・支払費用の考え方

- ・事業者負担の軽減を目的に、他の補助事業等を併用可能であることを明記し、その場合における総額費用の考え方を明確化しました。

(8)計画書(サンプル版)の開示

- ・経営改善計画書の見本(サンプル版)を開示しました。

(9)事業利用に関する注意点

- ・本事業を利用する際の注意事項を追加しました。

以 上

I. 保証契約時等の対応

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

- (1) 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
- 法人と経営者の関係を明確に区分・分離
 - 財務状況や経営成績の改善を通じた返済能力の向上等による信用力の強化
 - 信頼性の高い情報を債権者に開示・説明
- (2) 債権者は、保証の機能を代替する融資手法(注1)のメニューを充実
- (注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等
- (3) 上記の経営状況等が将来に亘り維持されると見込まれる場合、保証を求めない融資や代替的な融資手法を活用する可能性を検討

2. 経営者保証の契約時の債権者の対応

- やむを得ず保証契約を締結する場合、以下の対応に努める
- (1) 主債務者や保証人に、保証契約の必要性、必要性が解消された場合の保証契約の変更・解除等見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- (2) 適切な保証金額の設定
- 形式的に保証金額を融資額と同額とせず、保証人の資産及び収入の状況等を総合的に勘案して設定
 - 保証履行請求額に一定の基準日以降の保証人の収入は含まないなどの適切な対応を誠実に実施する旨を保証契約に規定

3. 既存の保証契約の適切な見直し

- 保証契約の見直しの申入れ時には、主債務者、保証人及び債権者は上記 1. や 2. に即して対応するが、特に事業承継時には以下のように対応
- (1) 主債務者や保証人は、経営者交代の事業への影響を説明するなど債権者の情報開示要請に適切に対応
- (2) 債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、必要性を改めて検証。前経営者との保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続（準則型私的整理手続(注2)を原則利用)

1. 経営者の経営責任の在り方

一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質、事業再生への影響等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることにより経済合理性が認められる場合には、これを許容

2. 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

- 残存資産の範囲の決定に際し、保証人の履行能力、保証人の経営責任や信頼性、破産手続の自由財産の考え方との整合性等を総合的に勘案
- 保証人は、自らの資力の情報開示、表明保証を行い、支援専門家が情報の正確性を確認
- 債権者は、保証人の要請を受け、回収見込額の増加額(注3)を上限として、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始等のため一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- 事業継続に必要な資産は、保証人から法人に譲渡し、保証債務の返済原資から除外

3. 保証債務の一部履行後に残存する保証債務の取扱い

保証人が表明保証した資力が事実に反した場合は追加弁済する旨の契約締結等の要件が充足されれば、債権者は残存する保証債務の免除に誠実に対応

4. その他

- ① 債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告、登録しない ② 平成26年2月1日より適用(準備体制が整った金融機関には先行適用)

(注2) 中小企業再生支援協議会、事業再生ADR、私的整理ガイドライン、特定調停等利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続

(注3) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

I. 保証契約時等の対応 — 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

中小企業が、保証を提供せずに資金調達を希望する場合は、以下のような対応が求められる

1. 法人と経営者との関係の明確な区分・分離

- ・本社、工場等の事業用資産は法人所有とすることが望ましい。資産の処分が契約において制限されている場合や、自宅兼店舗等で明確な分離が困難な場合等には、適切な賃料を支払う。
- ・事業上の必要性が認められない法人から経営者への貸付は行わない、個人として消費した費用(飲食代等)について法人の経費処理としない
- ・取締役会の適切な牽制機能の発揮等による社内管理体制の整備、「中小企業の会計に関する基本要領」等に拠った信頼性のある計算書類の作成

2. 財務基盤の強化

- ・今後も借入を順調に返済し得るだけの利益(キャッシュフロー)の確保
- ・業況の下振れリスクを勘案しても、借入金全額の返済が可能な内部留保の蓄積

3. 適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保

- ・決算書上の各勘定明細(資産・負債明細、売上原価・販管費明細等)の提出
- ・年1回の本決算の報告のみでなく、試算表・資金繰り表等の定期的な報告

⇒こうした対応状況についての公認会計士、税理士等の外部専門家による検証の実施と、対象債権者に対する検証結果の適切な開示が望ましい

金融機関等の対応

内外からのガバナンスが十分働いている場合

経営者保証を求めない可能性の検討

内外からのガバナンスが十分ではない場合

代替的な融資手法(注1)の活用を検討

(注1)停止条件又は解除条件付保証契約等

II. 保証債務の整理手続 — 保証債務の履行基準(残存資産の範囲)

➤保証人の手元に残る資産

- 破産手続における自由財産(現金99万円や差押禁止財産等破産財団に属しないとされる財産)
- 経営者たる保証人による早期の事業再生等の着手の決断に対し、債権者は(主たる債務と保証債務を合算した)回収見込額の増加額(注2)の範囲内で、上記の自由財産に加えて、安定した事業継続等のため、「一定期間の生計費に相当する現預金」や「華美でない自宅」等を残存資産に含めることを検討(ただし、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始したときは、この限りでない)。

(注2)破産手続に至らなかったこと、あるいは早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたこと、に伴う債権者の回収見込額の増加額

＜残存資産検討の目安＞

- 一定期間の生計費に相当する現預金: 「一定期間」 ⇒ 雇用保険の給付期間(90日~330日)の考え方を参考
「生計費」 ⇒ 1月当たりの「標準的な世帯の必要生計費」として民事執行法施行令で定める額(33万円)
- 華美でない自宅: 安定した事業継続等に必要な場合 ⇒ 残存資産に含めることを検討
上記に該当しない場合 ⇒ 当分の間住み続けられるよう、処分換価の代わりに、当該資産の公正な価額から担保権者等への優先弁済額を控除した金額の分割弁済を許容